

平成25年度

福島県奨学資金《震災特例採用》

奨学生追加募集のご案内

福島県教育委員会では、東日本大震災により被災し、経済的理由により修学が困難となった高校生を支援するため、福島県奨学資金《震災特例採用》の奨学生を募集します。

- ◆対象者 保護者が福島県内に住所を有し、東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害）により被災し、下記のいずれかの事由により修学が困難な状況にある高校生、専修学校（高等課程）生及び特別支援学校高等部に在籍する生徒 ※1年生以外の学年の方も応募できます。
※既に採用された震災特例採用奨学生は、別に継続貸与のための手続きがありますので応募の必要はありません。

- ① 申込者の居住する家屋が全壊・半壊又はこれに準ずる被災をした場合
- ② 警戒区域又は計画的避難区域内に居住していて避難した場合
- ③ 緊急時避難準備区域、屋内退避指示が出た区域等に居住していて市町村の判断により避難した場合
- ④ 主たる生計支持者が死亡・行方不明又は重篤な障がい・疾病を負った場合
- ⑤ 主たる生計支持者の勤務先等が被災したことにより失業又は収入が著しく減少した場合
- ⑥ その他、被災により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が減少した場合で、学校長が特に必要と判断し県教育委員会が認める場合

◆貸与月額

国公立	自宅通学	18,000円
	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	30,000円
	自宅外通学	35,000円

※ 保護者と同居の場合は自宅通学扱い

◆貸与期間

平成25年4月～平成26年3月

◆貸与方法

書類選考・採用決定後、平成26年1月末日に奨学生本人の口座に一括で振込み

◆利子

無利子

◆保証人

連帯保証人1名（原則保護者）

◆返還

卒業から6ヶ月経過後より7～8年間で返還

ただし、卒業後の奨学生本人の向こう1年間の収入見込み（税等控除前）が一定額を超えない場合、願出により返還義務を免除します。《返還免除基準となる年間収入見込額》

・高校等卒業の場合（進学者を除く）320万円未満

・短大・専門学校に進学し卒業した場合

340万円未満

・大学に進学し卒業した場合 360万円未満

◆申込方法

願書に必要書類を添付し、在学する学校へ申し込んでください。申込み手続き等については、学校へお問い合わせください。

◆申込締切

・学校への申込締切

平成25年 月 日（ ）

・学校から県教委への提出締切

平成25年11月15日（金）必着